

市谷議員 再要望項目一覧

令和5年度11月補正分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>①「新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金」は、11月補正で増額するだけでなく、事業は12月末で打ち切らず、継続すること。事業費の下限30万円は高すぎるとの声を聞く。それほど小規模事業者は、コロナ・物価高騰の下で経営が苦しく、新たな事業実施が困難な状況にある。事業費の下限は10万円程度とするか、あるいは別に給付金制度を創設すること。</p>	<p>新型コロナ・円安・物価高騰対策補助金については、約1年間にわたって募集を継続し、3千件を超える申請を受け付け、その6割以上が小規模事業者からの申請であるなど多くの事業者にご利用いただいている。</p> <p>物価高や人手不足などを乗り越えていくため、産業未来共創補助金では小規模事業者の生産性向上につながる取組等に対して事業費に下限を設けず支援しており、この補助金の増額を検討するほか、賃上げにより労働環境を改善しながら物価高騰に立ち向かっていく力を培う企業を支援するための補助金の創設を検討している。</p> <p>【11月補正】</p> <p>鳥取県産業未来共創事業（鳥取県産業未来共創補助金） 100,000千円 物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業 820,000千円</p>
<p>②11月補正で予定している「物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業」の補助対象は、設備投資だけでなく、雇用維持や賃上げしたことそのものを認め、もっと小規模事業者が使いやすい制度に改善すること。</p>	<p>設備投資に限らず人材育成に要する経費も含め生産性向上に繋がるような経費について補助対象とすることとしており、雇用維持や賃上げしたこと自体に対する直接支援は考えていない。</p>
<p>③人事委員会の勧告に従って、一般職員の給与・手当を引き上げるのは当然と考えるが、知事・特別職の給与はすでに高く、物価高騰に苦しむ県民の気持ちを考え、引き上げはしないこと。一般職員と知事（特別職）の条例は別々に提案すること。</p>	<p>知事等特別職の給与については、従来から、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」に意見を聞いた上で、県内民間給与の実態に基づく人事委員会勧告を踏まえた一般職の職員の給与改定に準じた改定を行っている。本年度については同有識者会議において、本県知事の給与が全国最低水準にあること等を考慮し、一般職の職員に準じた改定が妥当との意見がまとめられたことを踏まえ、従来どおり一般職の職員に準じて改定を行うこととしている。</p> <p>また、従来から、一般職の職員に準じて知事等特別職の職員等の給与改定を行う場合は、関係条例案を一つの条例案として提案しており、関係条例案を別に提案することは考えていない。</p>
<p>④介護職・福祉職・保育職の給与は、全産業平均より5万円も低いといわれ、今回の国の処遇改善6千円や、人事院勧告に準じた改定では安すぎる。県が独自に加算すること。</p>	<p>国が定める公定価格等により運営する社会福祉施設等の報酬については、国の責任において、全国で統一的な基準を設けるべきものであり、国に対して介護職・福祉職・保育職の処遇改善について要望しているところであり、県独自の加算は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤ 7月7日の日米合同委員会は、米海兵隊のMV22オスプレイが沖縄県以外の日本国内の山岳地帯で行う低空飛行訓練は、最低高度を現行の約150mから約60mに引き下げることで合意した。1999年の日米合意では、米軍は航空法に基づく最低安全高度を「適用する」と表明し、2021年のオスプレイの日本配備に伴う日米合同委員会合意でも、原則150m以上で運用することを確認している。オスプレイの超低空飛行訓練はしないよう国に求めること。</p>	<p>米軍の低空飛行訓練については、本県独自に要望するほか、中国地方知事会等を通じ、政府に対し、日米合同委員会合意の遵守や情報の提供を求める要請を行ってきたところであり、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与えるような飛行訓練を行わないよう措置することを引き続き要望していく。</p>
<p>⑥ 婦人保護施設がないのは、鳥取県を含む7県だけである。貧困、性被害など様々な困難が存在する中、中長期にわたり一定期間安心して過ごすことができる婦人保護施設を創設すること。</p>	<p>本県では、利用者の減少に伴い、昭和33年6月に設置した婦人保護施設の「鳥取県立婦人寮」を昭和63年3月に廃止した。 廃止後は、母子生活支援施設等を活用して、女性が一定期間過ごせる場の提供等を行うとともに、生活再建や自立支援に関する相談対応を実施しており、今後も婦人保護施設を設置する予定はない。</p>
<p>⑦ 学校のトイレに生理用品を無償配置すること。</p>	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めていることから、一律に県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p>
<p>⑧ 子どもや若者の貧困が進んでいる。高校生のタブレット購入費支援、また、「入学支援金」を支給し、高校入学時に係る経費に対し支援をすること。</p>	<p>県立高校生のタブレットについては、更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、原則として入学者に自費購入していただくこととした上で、低所得世帯に対しては県が無償貸与を行っている。併せて、県内に保護者等が在住する生活保護受給世帯及び住民税所得割額非課税世帯の高校生を対象に、高校生等奨学給付金により、既に入学に必要な学用品を含む授業料以外の教育費を支援しているところである。</p>
<p>⑨ コメの高温障害や台風被害への対策は、収入減少への直接的な支援をすること。少なくとも、共済や収入保険への加入費支援をすること。</p>	<p>高温障害や台風被害等の農業経営におけるリスクについては、農作物共済や収入保険制度への加入を推奨しており、県独自の補填や加入費支援は考えていない。</p>